

「第3期 横浜市空家等対策計画」を策定しました

横浜市では、平成31年2月に策定した「第2期 横浜市空家等対策計画」に基づき、空家等対策に積極的に取り組んできました。

この計画は、5年ごとに見直すこととしていますが、第2期計画策定から4年が経過し、社会情勢の変化や昨年6月の空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」）の改正に対応するため、第2期計画を改定し、「第3期 横浜市空家等対策計画」を策定しました。

1 計画の概要

（1）位置づけ

空家法第7条に規定する空家等対策計画

（2）計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間

（3）改定のポイント

- ①空家化の予防対策の強化
- ②空家の流通・活用につながる対策の強化
- ③法改正を踏まえた管理不全空家・特定空家等への対応
- ④新たな担い手との連携による体制・対策の強化

（4）計画の特徴

- ①市民の安全・安心の確保や地域の活性化、子育て支援等に向けて、関係区局、地域住民、専門家団体、NPO・民間事業者など多様な主体が連携して取り組むことを基本としています。
- ②「空家化の予防」、「空家等の流通・活用の促進」、「管理不足空家等の防止・解消」を取組の柱とし、住まいの状況に応じた対策を掲げています。



2 策定の経過

令和5年12月19日 素案の公表

12月20日～令和6年1月19日 市民意見募集

令和6年3月29日 市民意見募集結果の公表、計画策定

3 計画の閲覧方法

計画本文や市民意見募集の結果は、建築局ホームページでご覧いただけます。

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/shiryo/keikaku/housdata.html>



◀二次元コード

お問合せ先

建築局住宅政策課担当課長 石津 啓介 Tel 045-671-4659

裏面あり

居住中

主な対象

居住中の一戸建
600,600 戸
うち、高齢者のみ世帯
181,400 戸



空家化

空家

一戸建の空き家
27,800 戸
うち、その他の住宅
20,200 戸



管理不足空家等

その他の住宅
20,200 戸
うち、腐朽・破損あり
6,400 戸



除却

空家の跡地

1 空家化の予防

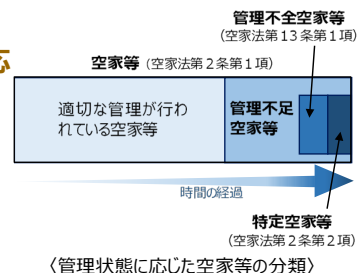
- (1)持ち家をもつ高齢者世帯とその子世代に向けたプロモーション
住まいの終活ノート等をターゲット層が手に取りやすくなる工夫／子世代に興味を持ってもらえるコンテンツづくりと媒体での発信等
- (2)ワンストップで継続的な支援ができる相談体制の強化
専門家団体や NPO、民間事業者との連携による相談体制の強化／身近な場所での「出前相談」の仕組みの検討
- (3)福祉部局や地域ケアプラザ等との連携強化
住まいの終活を考える講座開催の地域ケアプラザ等への働きかけ／高齢者の介護等に関わる職員等向けの研修・情報提供等
- (4)地域ごとの課題や特性を踏まえた予防対策
地域の課題に応じた相談会等の開催／データ分析に基づいた対策の検討等

2 空家等の流通・活用促進

- (1)地域の活性化に資する施設としての活用の支援強化
既存制度の改善・拡充の検討／空家の流通・活用マニュアルの充実化／規制の合理化等の推進・検討／大学や民間事業者との連携
- (2)子育て世代等の転入・定住促進に資する活用施策の展開
空家を活用した子育て世代向けの住まいの流通促進／子育て支援施設としての空家活用の推進／セーフティネット住宅としての活用推進
- (3)空家の除却や建替えの効果的な動機づけによる流通の促進
除却を動機づけるサービス提供／解体費等への補助／譲渡所得の特別控除の申請対応／活用が困難な敷地と隣地の統合支援／指定容積率等の緩和
- (4)ワンストップで継続的な支援ができる相談体制の強化（再掲）

3 管理不足空家等の防止・解消

- (1)所有者等への普及啓発
パンフレット、チラシ等を使用した早期からの普及啓発
- (2)多様な担い手との連携による空家管理等
NPO・民間事業者との連携／多様な担い手の動きへの支援
- (3)所有者等への改善指導等による自主改善の促進
区局連携による改善指導／所有者調査の迅速化／特定空家等の指導強化／管理不全空家等の制度活用／所有者等への支援策の強化等
- (4)所有者が不明・不存在の場合の対応
財産清算人等の制度の活用強化
- (5)切迫した危険等の行政による解消
代執行による確実な危険解消／条例に基づく緊急安全措施の実施



- (5)地域の環境改善等に資する跡地活用等の推進
市全域における跡地活用の推進策の検討等